

～災害時要援護者避難支援制度のお知らせ～

町では風水害や地震等の災害が起きたときに自力で避難することが困難な方に対して、地域住民や関係機関等が協力して、災害時の安否確認や迅速な避難支援が行われるよう「災害時要援護者個別計画」を作成します。

◆ 対象となる方

災害時に、自力で避難することが困難な方で次のような方が対象となります。

- ① 65歳以上の一人暮らし高齢者
- ② 75歳以上の方のみで構成される世帯
- ③ 身体障害者手帳1級から3級を所持し、体幹・下肢・視覚・聴覚に障害のある方
- ④ 療育手帳Aを所持する方で一人暮らし及びこれに準ずる方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
- ⑥ 要介護3以上の認定を受けている方
- ⑦ その他災害時に支援が必要な方

(施設・病院等に長期入所・入院されている方は対象となりません。)



◆ 登録方法

上記の要件①から⑥に当てはまる方は、地区の民生児童委員がお宅に訪問しますので登録の意向をお伝えください。また上記の①から⑥の要件にあてはまらないが災害時に支援が必要な方は役場福祉保健課までご連絡ください。

◆ 登録にあたっての注意事項

要援護者個別計画を作成し災害時の支援を受けるには、登録された情報を関係機関に提供することについての同意が必要です。(登録された情報は安否確認・避難支援等の目的以外には使用しません。)

【情報提供先】

八峰町民生児童委員協議会・八峰町社会福祉協議会・自治会・消防団
自主防災組織・八峰町地域包括支援センター・八峰消防署・能代警察署

◆ 申請される方へのお願い

この制度は災害時に被害を少しでも減らそうとするものです。登録したからといって必ず支援を受けられるとは限りません。避難を支援する方も突然の災害時などには被災する場合があります。自分の身は自分で守るという意識を持って災害に備え、日頃から支援者や近隣の方々とコミュニケーションをとり地域で支え合うよう心がけてください。



問い合わせ先

八峰町福祉保健課 福祉係
電話 76-4608



「忘れるな! 『日本海中部地震』」 八峰町防災訓練が行われました

毎年5月26日は「県民防災の日」です。27年前の昭和58年5月26日、甚大な被害を及ぼした「日本海中部地震」を教訓に、町では消防署、消防団、地域住民が一体となって被害の軽減や防災意識の啓発のため、毎年防災訓練を行っています。
今年5月30日に、中浜地区の住民と消防団員、八峰消防署員など約120名が参加し、フアガス駐車場・八森駅前で行われました。



午前8時、地震発生を想定し、防災無線により大津波警報を発令し避難を指示。中浜地区の住民は八森駅前へ避難し、各組ごとに集合して安否確認の訓練を行いました。
その後は、フアガス駐車場で火災を想定した訓練も実施。「火事だ! 火事だ!」と住民による火事ぶれにより、地域住民が駆け付けてバケツリレーによる初期消火活動を行ない、その後消防団、消防署が出動し、ポンプ車に機敏な動作でホースをつなぎ、放水訓練が行われました。参加した住民や消防団員からは本番さながらの緊迫感が感じられました。



また、消防署員から消火器の使い方の説明を受け、地域住民による消火器を使った初期消火活動も体験しました。